

寄 稿

加害者による被害回復の諸措置

～台湾の動き～

台湾・国立政治大学法律学系副教授

謝如媛

近代になると、民事法と刑事法は完全に分離される。犯罪被害者は、公法的な法律関係からは完全に排除され、専ら民事法上の私的な権利のみが認められる存在となつた。刑事司法においては、犯罪被害者は「忘れられた人々」となつた。

しかし、近年、被害者の権利や保護が改めて注目されるようになり、被害者の刑事手続への参加やそれを通じての被害の回復が重視され始めた。その動きのなかで、本来の刑事法と民事法の領域の境界線が少しずつ曖昧になってきている。

台湾にも、このような傾向が見受けられる。

その傾向がもっとも顕著に見られるのは、起訴猶予と執行猶予に関する規定である。台湾の刑事訴訟法253条の2は改正され、検察官の裁量により被告人に一定の処分を付して起訴猶予とすることができますようになった。この「一定の処分」のなかで、直接に被害者にかかわるものとしては、①号の被害者への謝罪、②号の謝罪文の作成、③号の被害者の経済的または非経済的被害への損害賠償、そして⑦号の被害者の安全を守るための措置などがある。

また、刑法74条2項執行猶予の付帯処分にも類似した内容が規定されている。

もっとも起訴猶予と執行猶予の上述のような改正は、主に過剰拘禁を緩和するために行われたといわれているが、改正理由にも示されているように、被害者保護も重要な考慮事項であった。そして、被告人の処分不履行は、起訴猶予や執行猶予を取り消す（そして、実刑とする）事由になりうるので、刑罰をバックアップとして謝罪や

損害賠償の履行を促進するという意味で間接的な強制力があるといえよう。

これに関連して、示談の成立など被害回復に関わる要素が、執行猶予や量刑全体に及ぼす影響がますます強くなっていると思われる。その例として、近年の判決をみると、個人法益を侵害した犯罪では、示談の成立ないし被害者の宥恕は、裁判官が執行猶予判決を下すのに必要不可欠な条件とする判決が多くなっているように見受けられる。

修復的司法の導入もこうした傾向に影響を与えている。台湾では、修復的司法が議論され始めたのは1990年代後半に入つてからのことであるが、特に2、3年前から、法務部（日本の法務省に当たる）の積極的な政策により、その実践が全国各地で展開されている。法務部は、8つの地方検察署を中心に試行プログラムを推進し、学校教育や広報活動を通じて修復的司法の理念を普及させようとしてきた。今年に入って、より多くの地方検察署が試行プログラムに参加し、規模がさらに拡大している。修復的司法を通じて、被告人が被害者の声を傾聴し、自分の責任を認識して被害回復を図ることも、刑事司法の重要な目標だと言われている。

そのほか、直接に加害者から被害を回復するものではないが、間接的に被害回復に寄与していると見られるいくつかの規定がある。被害者保護法は、その一例である。この法律は、被害者補償を中心に定められる法律であり、1998年に制定され、施行されて以来、数回の改正を経て、その適用範囲が拡大し、被害者を保護する諸措置も多様化してきた。犯罪被害補償金の給付対象は、故意や過

失による犯罪行為で死亡した被害者の遺族、または重傷を負った被害者、そして性犯罪（強姦罪、強制わいせつ罪、準強姦罪など）によって被害（死亡、重傷に限らず）を受けた者とする。検察官は国を代表し、その補償金額について犯罪行為者や賠償責任者に対して求償することができる。また、被告人が条件付きの起訴猶予やその他の判決によって一定の金額を支払う場合、その一部を犯罪被害者保護団体の基金とすることも明文化されている。類似した規定として、監獄行刑法33条は、刑務作業による収入は、その一部は被害者補償の基金とすると定められている。

このように、加害者による（直接的または間接的な）被害回復がますます拡大してきた。それは、被害者地位の向上という評価もあり得る。しかし他方で、刑事政策の視点からみれば、犯罪の処理について加害者個人の責任追及だけに焦点を当て、または被害者と加害者の間で完結させようすることは、往々にして（被害者と加害者を含む）社会的地位の弱い人々をさらに孤立させるおそれがある。それを避けるために、個人間で問題解決を図るだけではなく、国の政策として被害の実態を確実に把握すること、被害者への全体的なサービスの充実を図ることは、必要不可欠であろう。

